

SafetyOnline3 中間案の検討資料

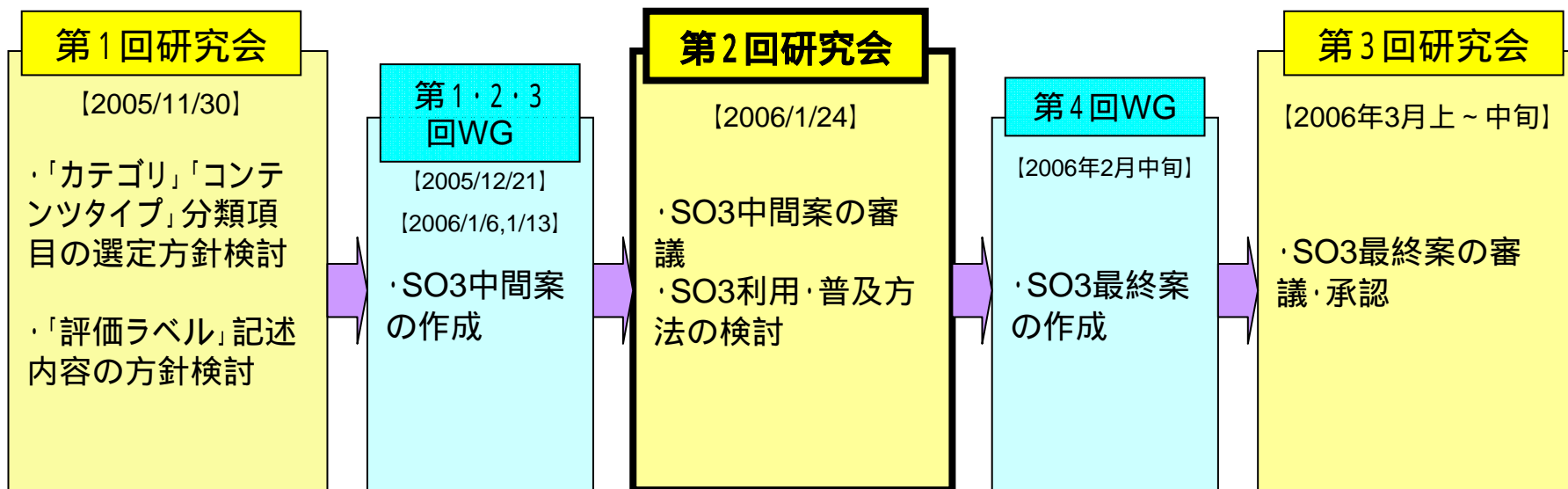
2006年1月24日

財団法人インターネット協会

前回の内容

今年度の審議及び討議事項(改版)

- SafetyOnline3(SO3)に関して、以下の審議を行う
 - 「コンテンツラベル」の「カテゴリ」「サブカテゴリ」「キーワード」の詳細内容
 - 「コンテンツラベル」の「コンテンツタイプ(旧:メディア記述)」の詳細内容
 - 「評価ラベル」の記述項目
 - 「評価ラベル」と「コンテンツラベル」の対応
- SafetyOnline3に関して、以下の討議を行う
 - 「SafetyOnline3」の利用・普及方法



Safety Online3審議・討議スケジュール

WGの構成メンバ: フィルタリングソフトメーカーレイティング担当者、インターネットトラブル対応実務者、研究会事務局

SafetyOnline基準

- インターネット協会(旧電子ネットワーク協議会)が1997年9月に策定したレイティング基準であり、RSACiをベースとし、RSACiを拡張していくことを意図。
- RSACiの4つのカテゴリに加えて、これらのカテゴリでは網羅できない有害コンテンツへの対応として、新たに「その他」のカテゴリを設けたことが特徴。

レベル	ヌード (n)	セックス (s)	暴力 (v)	言葉 (l)	その他 (e)
4	「性器の強調」 人やそれに類するものの全裸の描写で、性器を強調した描写。	「性行為」 明らかに性行為とみなせる描写。及び強姦などの性犯罪、嗜虐的・被虐的性行為の描写。	「残虐」 拷問や死体の切断、強姦などの残虐な場面や、切断された死体など残虐行為が描写されている。	「誹謗中傷」 特定の個人や団体に対する誹謗中傷や著しくわいせつな表現を含んでいる。	「反社会的」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で反社会的と思われるコンテンツを含む。
3	「全裸」 人やそれに類するものの性器や陰毛が見えるような全裸写真、絵画、イラストなどの描写。	「性行為らしき描写」 明らかに性行為であるとみなせないが、性行為らしいと思われるあるいは性行為を連想させる描写。	「殺人」 人やそれに類するものの明確な殺意や破壊の意志のもとに暴力が加えられ殺されるような場面の描写、あるいは流血や死体など、暴力の結果が描写されている。	「わいせつ表現」 露骨にわいせつな表現や卑猥なジェスチャーが含まれている。	「違法」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で違法性があるが、反社会性は持たないと思われるコンテンツを含む。
2	「部分的なヌード」 性器は見えないが、臀部、胸部のように通常衣服で隠蔽されている身体の一部が露出されている描写。	「着衣のままの性的接触」 ベティング等、着衣で性器の見えない状態で行われる異性間あるいは同性間の性的接触。	「殺傷」 人に対する傷害行為やそれを連想させるような描写を含んでいる。	「悪口」 冒険的な意図や俗悪な意図をもって使われるスラングや悪口が含まれている。	「公序良俗に反する」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で公序良俗に反すると思われるが、違法ではないと思われるコンテンツを含む。
1	「露出的な服装」 性器や臀部、女性の胸部など身体の部分的露出はないが、身体の線が強調されていたり、乳房の3/4程度までが見えるような服装をしている人物、写真等の描写。	「セクシャルなキス」 舌が接触している、あるいは口が開いているようなキス。親愛の情を示すようなキスは含まない。	「争い」 人や動物が争っている描写であり、傷害や流血の描写は含まない。	「穏やかな悪口」 比較的穏やかなスラングや性的機能に関する解剖学的言及のもとでの表現を含んでいる。	「要注意」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で子供に見せるのに注意を要するが、公序良俗に反するほどではないと思われるコンテンツを含む。
0	「なし」 レベル1～4に属するような描写を含まない。	「なし」 レベル1～4に属するような描写を含まない。	「なし」 レベル1～4に属するような描写を含まない。	「不快感を与えない言葉」 レベル1以上の悪口やわいせつ表現などの表現、言葉がない。人に不快感を与えない言葉や文章で記述されている。	「なし」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外でレベル1以上の記述に相当するようなコンテンツを含まない。

SafetyOnline2基準

- インターネット協会は2002年8月にSafetyOnlineを改定し、SafetyOnline2を策定。
- わが国では都道府県の青少年健全育成条例やパッケージメディア業界の自主基準などに見られるように、青少年に適切かどうかなどの複雑でない基準が一般的であり、また家庭での両親による設定を考慮するとレイティング基準の簡略化が必要と考えられた。
- そこで、新基準SafetyOnline2では、従来基準の5つのカテゴリ(ヌード、セックス、暴力、言語、その他)を統合して単一カテゴリとし、0から4までの格付け値を付与することとした。

レベル	内容
4	<p>「性器の強調」人やそれを模したものの性器を強調した画像・映像。</p> <p>「性行為」明らかに性行為とみなせる画像・映像。強姦などの性犯罪、嗜虐的・被虐的性行為の画像・映像。</p> <p>「残虐」拷問や死体の切断、強姦などの残虐な場面や、切断された死体など残虐行為の画像・映像。</p> <p>「誹謗中傷」特定の個人や団体に対する誹謗中傷や著しくわいせつな表現。</p> <p>「反社会的」反社会的と思われる内容。</p>
3	<p>「全裸」人やそれを模したものの性器や陰毛が見えるような全裸写真、絵画、イラストなどの画像・映像。</p> <p>「性行為らしき描写」明らかに性行為であるとみなせないが、性行為らしいと思われるあるいは性行為を連想させる画像・映像。</p> <p>「殺人」人やそれを模したものに暴力が加えられ殺されるような場面の描写、あるいは流血や死体など、暴力の結果の画像・映像</p> <p>「わいせつ表現」わいせつな表現。</p> <p>「違法」違法性があるが、反社会性は持たないと思われる内容。</p>
2	<p>「部分的なヌード」性器は見えないが、臀部、胸部のように通常衣服で隠蔽されている身体の一部が露出されている画像・映像。</p> <p>「着衣のままの性的接触」ベッティング等、着衣で性器の見えない状態で行われる異性間あるいは同性間の性的接触の画像・映像。</p> <p>「殺傷」人やそれを模したものに対する傷害行為やそれを連想させるような画像・映像</p> <p>「悪口」冒瀆的な意図や俗悪な意図をもって使われる下品な言葉や悪口。</p> <p>「公序良俗に反する」公序良俗に反すると思われるが、違法ではないと思われる内容。</p>
1	<p>「露出的な服装」性器や臀部、女性の胸部など身体の部分的露出はないが、身体の線が強調されていたり、乳房の3/4程度までが見えるような服装をしている人物の画像・映像。</p> <p>「セクシャルなキス」舌が接触している、あるいは口が開いているようなキスの画像・映像。親愛の情を示すようなキスは含まない。</p> <p>「争い」人や動物が争っている画像・映像。傷害や流血の描写は含まない。</p> <p>「穏やかな悪口」比較的穏やかではあるが下品な言葉。性的機能に関する解剖学的言及のもとでの表現。</p> <p>「要注意」子供（18歳未満）に見せるのに注意を要すると思われる内容。</p>
0	レベル1以上の記述に相当するようなコンテンツを含まない。

SafetyOnline、 SafetyOnline2の課題

SafetyOnline、 SafetyOnline2

課題1： レイティングにおける「客観的記述」と「主観的評価」の未分離

SafetyOnline、 SafetyOnline2では、「レベル」という主観的な数値評価が必要。これに対し、ICRA基準や市販フィルタリングソフトの基準では、コンテンツに対する客観的な記述ラベル（「明白な性行為の描写」「人に対する傷害行為の描写」等）をまず付与。そのラベルに対する評価・判断（ex. 何歳向けのコンテンツであるか）は利用者や第三者機関に委ねる等、客観的な記述と主観的な評価・判断を分離。

課題2： 「年齢層」のニーズへの未対応

SafetyOnline、 SafetyOnline2では、どの「レベル」のコンテンツがどのような年齢層・学年層の児童にとって有害なのかが明示されていない。

課題3： ブロードバンドコンテンツ・双方向コンテンツへの未対応

SafetyOnline、 SafetyOnline2では、ブロードバンドコンテンツや常時接続コンテンツのうち、「コンテンツ内容そのものは有害ではないが、コンテンツの形態によって有害な恐れのあるもの」に十分に対応できていない。

- 動的なコンテンツ： ex. 動画
- 双方向性があるため変化に予測が付きにくいコンテンツ：
ex. 掲示板、チャットルーム、コミュニティサービス、オンラインゲーム、ブログ
- 依存性・中毒性のあるコンテンツ：
ex. 掲示板、チャットルーム、オンラインゲーム

SafetyOnline3

カテゴリ/
サブカテゴリ

キーワード

で対応

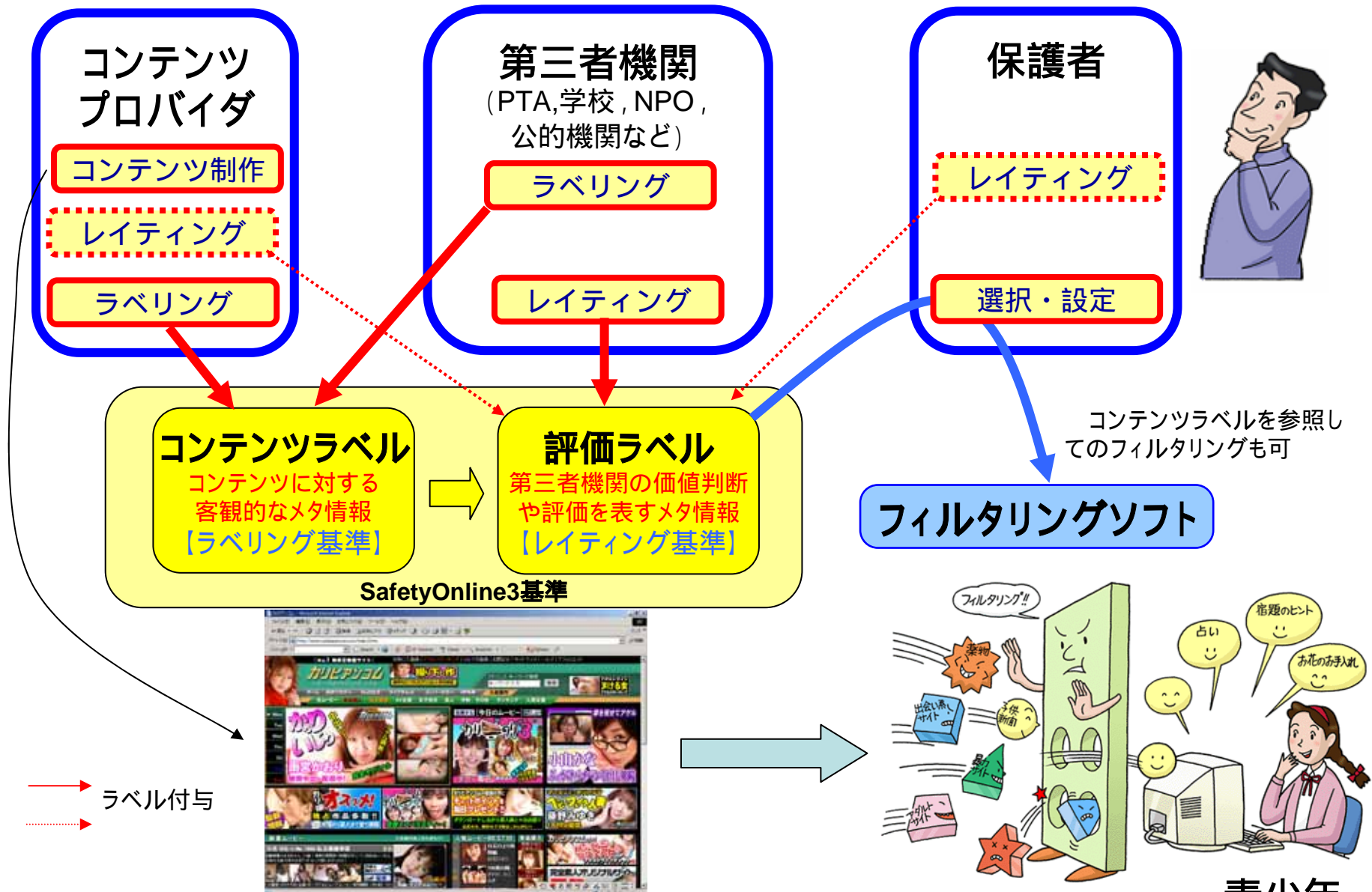
評価ラベル

で対応

コンテンツタイプ

で対応

レイティング / フィルタリングのフレームワーク



第1回研究会の要点

- 「カテゴリ」の策定方針について
 - 特になし
- 「メディア記述」の策定方針について
 - 「メディア記述」の表現は見直した方が良い。
 - 単に「オンラインゲーム」などではなく、年少者に配慮したものかどうかの方が良い。
 - チャットや掲示板などはラベリングを行っても、曖昧になる可能性がある。
 - チャットや掲示板などの参加型のコンテンツと動画・ストリーミングなどの非参加型のコンテンツでは、同じ動的コンテンツでも本質的に異なる。
- 「評価ラベル」の策定方針について
 - 年齢区分で、一律「18歳未満」で運用することは難しい。詳細区分が必要。

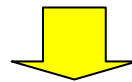
WGでの検討内容

ラベリングとレーティングの定義

- ・ ラベリング …… **客観的な**メタ情報 (**コンテンツラベル**) を付与すること。
ラベリングを行うための客観的基準を「**ラベリング基準**」と呼ぶ。
- ・ レーティング …… **主観的な**メタ情報 (**評価ラベル**) を付与すること。
レーティングを行うための主観的基準を「**レーティング基準**」と呼ぶ。

SafetyOnline3では、「ラベリング基準」「レーティング基準」の2種類の基準を定める。

ただし、現実的には、客観的・主観的の厳密な区別ができない場合もある



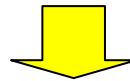
ラベリング基準はラベリング者による差異の生じない客観的な基準であることが理想であるが、SafetyOnline3のラベリング基準において、必要最低限の主観的要素が入ることは許容する。

セルフラベリングと第三者ラベリング

・セルフラベリング …… コンテンツ作成者自身が行うラベリング。
青少年に有害かどうかよりも、コンテンツ作成者の主張
(意図)が反映される。

・第三者ラベリング …… PTA、学校、NPOなどの第三者が行うラベリング。
フィルタリング利用者(保護者など)に代わって有害かどうかを事前に判断する、という役割も有する。

セルフラベリングと第三者ラベリングの結果は、観点の違いなどにより、必ずしも一致するとは言えない

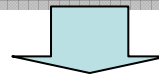


セルフラベリングが原則であるが、現実的には第三者ラベリングが主流であるため、SafetyOnline3はセルフラベリング、第三者ラベリング双方から使い易いものである必要がある。

キーワード / サブカテゴリ / カテゴリ

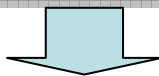
キーワード

- ・客観的なラベリングのためのボキャブラリ(「**キーワード**」)
 - 事物、行為、状態・状況などの描写を具体的に記述する。
 - キーワードは、主に、青少年健全育成条例、既存メディアの自主規制基準などから抽出する。
 - 抽出したキーワードで、主観的表現(「極めて」「著しく」等)は、ICRA基準を参考になるべく客観的な表現に置き換える。
 - その他、最近のネット上の有害情報についても一部加味する。
- ・キーワードのラベリングは、主にセルフラベリングで行うことを想定する。



サブカテゴリ

- ・「**キーワード**」のグルーピング
 - 有害要素が類似するキーワードをグルーピングする。
 - サブカテゴリの説明として、キーワードを利用する。ただし、キーワードだけで有害かどうかの判断ができないものは、説明の中で補足を加える。
- ・サブカテゴリのラベリングは、主に第三者ラベリングで行うことを想定する。



カテゴリ

- ・「**サブカテゴリ**」を整理するための概念的分類区分
 - 青少年健全育成条例の条文は、「**アダルト**」「**暴力**」「**犯罪・自殺**」に分類される。
 - 既存メディアの自主規制基準は、上記の他、「**権利侵害**」の分類もある。
 - いずれの区分にも該当しないコンテンツは、「**該当なし**」に分類する。
- ・カテゴリは、実際のラベリングでは使用しない。

ラベリング基準(キーワード/サブカテゴリ/カテゴリ)の構成

カテゴリ1	カテゴリ2	カテゴリ3	カテゴリ4
サブカテゴリA ・キーワードA1 ・キーワードA2	サブカテゴリD ・キーワードD1 ・キーワードD2	サブカテゴリG ・キーワードG1 ・キーワードG2	サブカテゴリI ・キーワードI1 ・キーワードI2
サブカテゴリB ・キーワードB1 ・キーワードB2	サブカテゴリE ・キーワードE1 ・キーワードE2	サブカテゴリH ・キーワードH1 ・キーワードH2	
サブカテゴリC ・キーワードC1 ・キーワードC2	サブカテゴリF ・キーワードF1 ・キーワードF2		

(参考) ICRA基準改訂版

- 2004年9月と12月のボードミーティングでICRA基準の修正案について提案がなされ、2005年7月に改訂版が公開された。
- ICRA基準の改訂版は下記のとおり

ショートカットボタン
XXX
ギャンブルサイト
ニュースサイト

レイティングのショートカットボタンを追加: デフォルトで複数の記述子がセレクトされる

ヌード
女性の胸
裸の臀部
露出された性器
上記のどれにも当てはまらない

ヌードとセックスの
カテゴリを分離

セックス
情熱的なキス
明白ではないが性行為と思われる行為、または性行為を連想させる行為
目視可能な性的接触
明白な性的な言語表現
勃起、または明白な性行為
エロチカ(性的な服装、性的なポーズ、性的玩具等)
上記のどれにも当てはまらない

性的な言語表現はセックスカテゴリに統合

暴力
性暴力、または強姦
人間に対する傷害行為
動物に対する傷害行為
想像上のキャラクター(アニメキャラクターを含む)に対する傷害行為
人間の流血や切断
動物の流血や切断
想像上のキャラクター(アニメキャラクターを含む)の流血や切断
人間の拷問または殺害
動物の拷問または殺害
想像上のキャラクター(アニメキャラクターを含む)の拷問または殺害
上記のどれにも当てはまらない

言語
悪態、または下品な言葉
神に対する冒瀆、または罵言
穏やかな悪口
上記のどれにも当てはまらない

潜在的に有害な活動
喫煙の描写
飲酒の描写
麻薬使用の描写
武器使用の描写
ギャンブル
児童に対して悪例を示すとみなされる可能性のあるコンテンツ: 児童が有害な行為を行ったり、危険な行動を模倣することを教えたり推奨するようなコンテンツ
不安、脅迫、恐怖、心理的恐怖の感情を生み出すようなコンテンツ
ジェンダーや性的指向、民族、宗教、国籍に基づく、個人や団体に対する差別や危害の扇動や描写
上記のどれにも当てはまらない

「その他のトピック」カテゴリを「潜在的に有害な活動」カテゴリに変更。コンテンツ記述子の表現を改め、主観性をなくす

ユーザ生成コンテンツ
チャットや掲示板などのユーザ生成コンテンツ(管理されている)
チャットや掲示板などのユーザ生成コンテンツ(管理されていない)
上記のどれにも当てはまらない

チャットカテゴリをユーザ生成コンテンツカテゴリに変更し、掲示板を追加

コンテキスト記述子
このコンテンツは芸術的文脈で表現されている
このコンテンツは教育的文脈で表現されている
このコンテンツは医学的文脈で表現されている
このコンテンツはスポーツの文脈で表現されている
このコンテンツはニュースの文脈で表現されている

コンテキスト記述子を一本化。

下線部(赤字)が変更箇所

コンテンツタイプ、評価ラベル

コンテンツタイプ

コンテンツの種別を客観的に表す



- 「メディア記述」 「コンテンツタイプ」に名称を変更。
- 「**閲覧者参加型**」「**閲覧者非参加型**」に分類できる。
- 「閲覧者参加型」はさらに、「**管理されているコンテンツ**」「**管理されていないコンテンツ**」に分類できる。

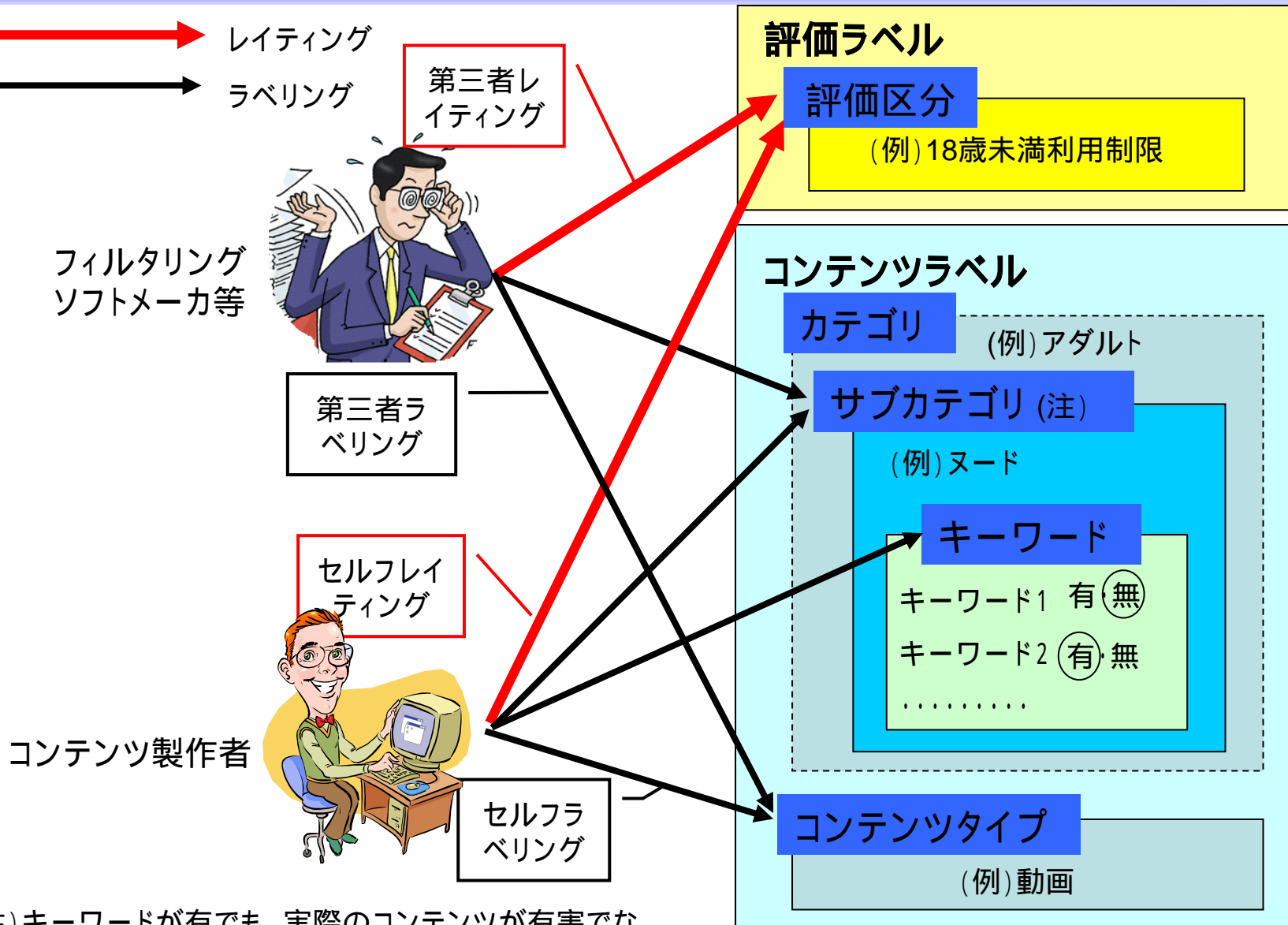
評価ラベル(レーティング基準)

コンテンツ閲覧・利用の可否を主観的に表す

- 青少年健全育成条例や法律に基づき、**18歳未満の利用制限**を定義する。
- 18歳未満の利用制限に当たらないものについて、さらなる区分が望まれる。
既存メディアの自主規制基準などを参考に、WGで年齢区分(R-18,R-15,R-12)や年齢層区分(R-18、少年・少女、児童)などの区分を検討しているが、制限の根拠となる法規あるいは社会的合意がないため、明確な線引きが難しい(継続検討中)。
- ラベリング基準との対応については、対応関係のガイドラインを用意する(継続検討中)。
なお、具体的な対応付けは、フィルタリングメーカ等第三者の裁量部分とする。
- 基本的には第三者レーティングであるが、アダルトサイトや出会い系サイトなどのように、コンテンツ作成者自身が付与することも考えられる。

ラベリングとレイティング詳細

 レイティング
 ラベリング



(注) キーワードが有でも、実際のコンテンツが有害でない場合、サブカテゴリは「該当なし」となる

SafetyOnline3中間案

ラベリング基準案(カテゴリ・サブカテゴリ・キーワード)抜粋

アダルト	暴力	権利侵害	犯罪・自殺
<p data-bbox="353 347 517 395">ヌード</p> <ul data-bbox="212 411 705 774" style="list-style-type: none"> - 全裸の描写が含まれるもの - 陰部または陰毛を露出した姿態 - 女性の胸部(乳首)を露出した姿態 - 臀部を露出した姿態 - 女性が大腿部を露わに開いた姿態 - 自慰の姿態 - 排泄の姿態 - 緊縛の姿態 <p data-bbox="331 831 517 874">キーワード</p>	<p data-bbox="801 347 1099 395">残虐な暴力表現</p> <ul data-bbox="763 411 1131 805" style="list-style-type: none"> - 残虐・残忍・陰惨な暴力シーンの描写が含まれるもの - 大量の出血の描写 - 身体の切断の描写 - 殺害行為 - 拷問行為 - 虐待(動物虐待を含む)行為 	<p data-bbox="1317 347 1480 395">差別表現</p> <ul data-bbox="1189 411 1601 917" style="list-style-type: none"> - 人種、信条、性別、職業・身分、宗教、境遇、心身的条件、生活状態、年齢などに基づき、正当な理由によらず、特定の人たちに対して不利益・不平等な扱いをする表現が含まれるもの - 特定の人たちに対し、人種、信条、性別、職業・身分、宗教、境遇、心身的条件、生活状態、年齢などによって扱いに差をつける表現が含まれるもの 	<p data-bbox="1809 347 1883 395">武器</p> <ul data-bbox="1659 411 2027 790" style="list-style-type: none"> - 以下のような情報が含まれるもので、武器の不正な入手、製造や使用に関する情報であるもの - 武器(銃刀器、爆発物等)使用方法の記述、武器の購入方法の記述、武器作成方法の記述、武器の販売
<p data-bbox="398 943 517 991">性行為</p> <ul data-bbox="203 1007 705 1444" style="list-style-type: none"> - 性的行為の露骨な描写、又は表現が含まれるもの - 性交または性行為 - 強姦その他の性的陵辱行為 - SM・同性愛・獣姦・フェチ等の変態性欲に基づく性行為 - 近親相姦・乱交等の背徳的な性行為 - 性交または性行為を連想させる行為 - 不倫行為 - 官能小説 	<p data-bbox="869 943 1032 991">暴力表現</p> <ul data-bbox="763 1007 1131 1236" style="list-style-type: none"> - 暴行シーンの描写が含まれるもの - 傷害・暴行行為 - 格闘(格闘技を除く)、ケンカ 	<p data-bbox="1301 943 1496 991">誹謗・中傷</p> <ul data-bbox="1189 1007 1601 1348" style="list-style-type: none"> - 特定の人物、法人・団体、国、人種、民族、宗教、思想に対する根拠のない悪口が含まれるもの - 特定の人物、法人・団体、国、人種、民族、宗教、思想に対する好意的でない表現が含まれるもの 	<p data-bbox="1742 943 1951 991">自殺の助長</p> <ul data-bbox="1659 1007 2027 1236" style="list-style-type: none"> - 自殺・自傷行為を肯定したり推奨したりするサイト - 自殺・自傷方法の記述、自殺に関する掲示板

基準案全体は別紙参照

ラベリング基準案に関するWGでの意見(継続検討中)

- 「露出的な服装」サブカテゴリ
 - 実際的に「セミヌード」サブカテゴリとの明確な区別は困難(ex.「水着的な下着」はどちらに分類するか)なので、「セミヌード」と統合してはどうか。
- 「性愛表現」サブカテゴリ
 - 「着衣のままの愛撫」「キス」「抱擁」等の性的接触行為をどの程度有害と感じるかは利用者(保護者)や国・文化等によって異なり、これらを「性愛表現」として「性行為」よりもワンランク下に位置づけることは必ずしも適切でないので、「性行為」と統合して、「性描写」サブカテゴリとして一本化してはどうか。
- 「恐怖表現」サブカテゴリ
 - 暴力表現を含むホラー映画・ホラー小説については「暴力表現」としてラベリングすればよく、暴力表現を含まないホラー映画・ホラー小説についてはそもそも「暴力」カテゴリに含めるべきか疑問なため、「恐怖表現」サブカテゴリは不要ではないか。
- 「児童ポルノ」サブカテゴリ
 - ラベリング者が画像等から「児童(18歳未満)」あるいは「児童ポルノ」と特定することは極めて困難であるので、「児童ポルノ」サブカテゴリは削除してはどうか。
- 「誹謗中傷」「差別的表現」サブカテゴリ
 - より客観的なラベリングが可能になるように、定義を見直してはどうか。
- 「ギャンブル」「飲酒・喫煙」サブカテゴリ
 - JRA、JT等の企業サイトまで「犯罪・自殺」カテゴリに入ることには違和感があるので、「ギャンブル」「飲酒・喫煙」は「年齢制限」カテゴリを新設して、そちらに入れてはどうか。
- 「該当なし」サブカテゴリ
 - 現状において「該当なし」でも、今後新たに問題視される有害情報が発生することも考えられるので、「該当なし」というラベリングは避けたほうがよいのではないか。

ラベリング基準案 (コンテンツタイプ)

分類	コンテンツタイプ	説明
閲覧者非参加型	テキスト	文字・言語表現のみの情報
	写真	カメラによって撮影された写真
	動画	カメラによって撮影された動画
	絵・イラストレーション	人やコンピュータなどによって描かれた連続性のない絵画
	マンガ・アニメ	人やコンピュータなどによって描かれた連続性のある絵画
	音声・音楽	録音された音
閲覧者参加型	管理された掲示板	掲示板(複数の人間がインターネットを使用した環境で、あるテーマに基づいて記事(文字・言葉・画像など)を付けられるようにした仕組み)のうち、管理人による管理・監視体制を敷いたりすることで、利用者による迷惑行為やトラブル発生を抑える仕組みのあるもの
	掲示板一般	上記に分類できない掲示板
	管理されたチャット	チャット(複数の人がインターネット上に用意された1箇所に参加し、文字・言葉を入力してリアルタイムに会話をおこなう仕組み)のうち、管理人による管理・監視体制を敷いたりすることで、利用者による迷惑行為やトラブル発生を抑える仕組みのあるもの
	チャット一般	上記に分類できないチャット
	自主規制されたオンラインゲーム	オンラインゲーム(インターネットを利用したコンピュータゲーム)のうち、18歳未満等の利用者に対して時間制限を設ける等、ネット依存の問題に対して何らかの対策がなされたもの
	オンラインゲーム一般	上記に分類できないオンラインゲーム
	コミュニティサービス	コミュニティ内で、参加者がそれぞれ自分のバーチャルなスペース(個人ホームページや家など)を持ちながら、他の参加者と自由にコミュニケーションを行うサイト
	ブログ	個人的な体験や日記、特定のトピックに関する話題などのような、時系列で比較的頻繁に記録される情報
	オンラインショッピングサイト	インターネットを通じて商品を販売するサイト
	ネットオークション	インターネットによる商品の競売を行う仕組み

評価ラベルとガイドライン(事務局案)

評価ラベル(レイティング基準)		ラベリング基準との対応ガイドライン	
評価区分	説明	サブカテゴリ	コンテンツタイプ
18歳未満 利用制限	18歳未満の年齢の人には閲覧が不適切なコンテンツ。 法律や青少年健全育成条例で禁止あるいは有害とされるような内容を含むもの。	・法律や青少年健全育成条例で禁止あるいは有害とされるような内容を含むもの。 <例> ヌード、性行為など	
少年・少女 (又は15歳未満) 利用注意	少年や少女(又は15歳未満)の閲覧には注意を要するコンテンツ。 「18歳未満利用制限」より有害の度合いは低い、主に少年や少女(又は15歳未満)の性的感情や粗暴性を刺激する恐れがあったり、情報の送受信に注意が必要なもの。	少年や少女(又は15歳未満)の性的感情や粗暴性を刺激する恐れがあるもの <例> セミヌード、暴力行為など	情報の送受信などに注意が必要なもの <例> 掲示板一般、オンラインショッピングサイトなど
児童 (又は12歳未満) 利用注意	児童の閲覧には注意を要するコンテンツ。 「少年・少女(又は15歳未満)利用注意」より有害の度合いは低い、主に児童(又は12歳未満)の性的感情や粗暴性を刺激する恐れがあるもの。	児童(又は12歳未満)の性的感情や粗暴性を刺激する恐れがあるもの <例> 性愛表現、恐怖表現など	
利用制限なし	18歳未満に対する利用制限が不要なコンテンツ。 上記のいずれにも該当しないもの。	上記のいずれにも該当しないもの。	上記のいずれにも該当しないもの

詳細区分についてWGで継続検討中

SafetyOnline 3 の利用イメージ

SO3利用のフェーズ	セルフラベル / 第三者ラベル	SO3の利用イメージ
ラベルを作成するフェーズ	セルフラベルの作成	<p>コンテンツ作成者がSO3に基づき、自発的にセルフラベリング ココログ等のブログサイトでブログ発信者が選択するブログ記事カテゴリと連動させて、SO3に基づくセルフラベリング Yahoo!等の検索サイトにディレクトリ登録を希望するサイトにSO3に基づくセルフラベリングを義務化</p>
	第三者ラベルの作成	<p>学校・PTA・NPO等の第三者機関がSO3に基づき、有害サイトデータベースを構築 フィルタリングソフトメーカーがSO3に基づき、有害サイトを自社データベースに登録</p>
ラベルを利用するフェーズ	セルフラベルの利用	<p>フィルタリングソフトが、セルフラベルに基づきフィルタリングを実施 フィルタリングソフトメーカーがセルフラベルに基づきサイト収集をし、再確認の上で自社データベースに登録</p>
	第三者ラベルの利用	<p>フィルタリングソフトが、自社データベースに登録された第三者ラベルに基づきフィルタリングを実施 第三者機関がSO3に基づき構築した有害サイトデータベースのデータを、フィルタリングソフトメーカーが自社データベースに統合 第三者機関がSO3に基づき構築した有害サイトデータベースのデータを、ネット経由でフィルタリングソフトが参照</p>